

建設工事等に係る委託業務の失格基準価格の改定について

建設工事等に係る委託業務の失格基準価格の算定に用いる上下限値を引上げます

1 失格基準価格について

◆入札価格が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める判断としての数値的判断基準で、この価格を下回った場合は失格としている。

2 改定の内容等

◆企業の適正な利潤を確保し、労働者の賃金の底上げや技術者の確保育成に視点を置いて、上下限値を見直し、**5.0%引上げ**を行う。

適用範囲	
現行	改定
予定価格の80%～85%	予定価格の <u>85%～90%</u>

3 適用年月日

◆平成28年4月1日以降の公告案件で適用

4 その他

◆詳細は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領の一部改定について
ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/teikakaku/chosa.html>
をご覧ください。